

## 一般財団法人への移行についてのお知らせ

財団法人ニューメディア開発協会は、平成23年4月1日をもちまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条に基づいて、新法人「一般財団法人ニューメディア開発協会」に移行いたします。

新法人に移行した後は、過去に契約を締結した案件等に関しましては、「財団法人ニューメディア開発協会」を「一般財団法人ニューメディア開発協会」と変更いたします。しかし、これに関する手続きは行なわないこととし、新法人における契約の内容等は、旧法人の内容等と何ら変わることなく新法人に引き継ぎますことを併せてお知らせいたします。